

○国土交通省告示第三百六十六号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、建築士法施行規則第十七条の十八の規定に基づき国土交通大臣が定める要件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月十二日

国土交通大臣 中野 洋昌

建築士法施行規則第十七条の十八の規定に基づき国土交通大臣が定める要件等の一部を改正する告示

次に掲げる告示の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一 建築士法施行規則第十七条の十八の規定に基づき国土交通大臣が定める要件（平成十三年国土交通省告示第四百二十号）第二号

二 住宅リフォーム事業者団体登録規程（平成二十六年国土交通省告示第八百七十七号）第七条第一項第一号ハ

三 家賃債務保証業者登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八百九十八号）第六条第一項第三号

附 則

（施行期日）

1 この告示は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日。次項において「刑法施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 刑法施行日以後における刑法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）又は旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）に処せられた者に係る改正後の各規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。